

**磐田市プレミアム付商品券事業「いわた応援チケットプレミアム」  
取扱店募集要項**

## 1. 目的

近年の食料品等の物価高対応のため、市民の生活支援と事業者支援を目的として、プレミアム商品券を販売し消費の下支えと地域経済の活性化を図る。

## 2. 発行事業の概要

【発行実施者】磐田市

【名称】いわた応援チケットプレミアム

【発行総額】2,000,000,000円（20万口）

【発行内容】紙商品券：1口5,000円で、1セット1,000円×10枚つづり

電子商品券：1口5,000円で、10,000円分のチャージ

【販売価格】1口5,000円（額面10,000円、100%プレミアム付）

（1人あたり2口まで）

## 3. 商品券利用期間

令和8年8月1日（土）～令和8年10月31日（土）まで

## 4. 商品券の使用対象とならないもの

- ①商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ③事業活動に伴う仕入れ、経費の支払い等の業者間取引
- ④納税、公的手数料等の国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- ⑤土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- ⑥たばこ（たばこ事業法第36条第1項により、小売定価以外による販売の禁止）
- ⑦その他、取扱店が特に指定するもの

※取扱店において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるように明示してください。

## 5. 商品券取扱厳守事項

- ①商品券は利用期間内に限り、取扱店舗で利用できるものとする。
- ②購入後の返金はできない。

- ③現金との引き換えはしない。
- ④紙商品券使用に際し、釣り銭は支払わない。（電子商品券は1円単位での利用が可能）
- ⑤盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して、発行者（市）、事務局は責を負わない。

## 6. 取扱事業者

磐田市内に事業所または店舗がある事業者で、事業に賛同する事業者

但し、次の事業者を除く

- ①風営法第2条第5項に規定する店舗等
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ④上記①～③の他、事務局が対象外とすることが適当であると認めた者

## 7. 取扱店舗の責務等

- ①取扱店は、本商品券利用可能店であることが明確になるよう、事務局が発行する広報物（ポスターやステッカー）を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
- ②商品券を受け取った際は、券裏面に取扱店舗印か認印の押印をして再流出防止に努めてください。既に記入等があれば受け取りを拒否してください。
- ③使用される商品券について、受取時に問題がないかの確認をしてください。  
確認用の見本券を配布しますので、商品券を取り扱う全ての方に周知徹底してください。  
偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに事務局までご連絡ください。

## 8. 取扱店登録申請について

取扱店登録希望事業者は、募集要項に同意の上、取扱店登録申請（申込用紙または申し込みWEBサイト）をしてください。

**取扱店舗登録には登録料、参加料はかかりません。**

**【取扱店舗登録申請期間】令和8年4月27日（月）～令和8年9月30日（水）**

※5月7日（木）までに取扱店登録申請をした場合は、5月15日に専用WEBサイトに店舗名を掲載させていただきます。それ以降に申請いただいた場合も順次掲載をまいります。

※6月12日（金）までに取扱店登録申請をした場合、商品券販売時に配布する店舗一覧チラシに掲載が可能です。それ以降の取扱店登録を申請された事業者については、チラシ

には掲載できませんのであらかじめご了承ください。

#### 【申請方法】

- ①WEB 申請（プレミアム商品券専用ホームページから申請）
- ②FAX または郵送（郵送の場合は、事業者様にて封筒のご用意の上、送料負担にてお願いいたします。）

取扱店登録された事業者の一覧を専用ホームページに掲載いたします。FAX の未着等で登録されていない場合がありますので、申請後は専用ホームページを必ずご確認ください。取扱店登録された事業者には、店頭に掲示していただく「ポスター」、「取扱店表示ステッカー」及び「商品券見本」、「電子商品券利用ツール」、「換金ツール」等を7月中旬以降順次事務局より発送します。

## 9. 換金手続きについて

【受付期間】 令和8年8月1日（土）～令和8年11月13日（金）

【換金方法】 紙商品券と電子商品券で換金手続きが異なりますのでご注意ください。

### （紙商品券の場合）

#### 方法1）電子換金を利用する場合

専用アプリをダウンロードし、紙商品券の表面に記載の二次元バーコードを読み取り、画面の指示に従って操作、換金申請をしてください。使用済みの商品券（換金片）は、事務局あてに郵送してください。

※郵送料・換金手数料・振込手数料はかかりません。

※詳細は取扱店説明会でもご説明します。

※お手元の使用済商品券（店舗片）は、商品券事業終了時（令和9年1月29日）まで保管してください。

#### 【換金スケジュール】

内容	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
締切日	8/10 (月)	8/28 (金)	9/11 (金)	9/25 (金)	10/9 (金)	10/23 (金)	10/31 (土)	11/13 (金)
振込データ 作成	8/13 (木)	9/1 (火)	9/15 (火)	9/29 (火)	10/14 (水)	10/27 (火)	11/9 (月)	11/20 (金)
着金予定日	8/18 (火)	9/4 (金)	9/18 (金)	10/2 (金)	10/19 (月)	10/30 (金)	11/12 (木)	11/27 (金)

## 方法2) 電子換金を利用しない場合(専用アプリでの商品券読み取りができない場合)

①換金伝票と使用済商品券(換金片)を事務局あてに郵送してください。

②内容を審査後に換金した金額を口座に入金

※事務局への到着日以降の締切日のスケジュールでご入金いたします。

※郵送料・換金手数料・振込手数料はかかりません。

※詳細は取扱店説明会でもご説明します。

※お手元の使用済商品券(店舗片)は、商品券事業終了時(令和9年1月29日)まで保管してください。

### 【換金スケジュール】

内容	第1回	第2回	第3回	第4回
締切日	8/14 (金)	9/11 (金)	10/16 (金)	11/13 (金)
振込データ 作成	8/24 (月)	9/24 (木)	10/26 (月)	11/24 (火)
着金予定日	8/31 (月)	9/30 (水)	10/30 (金)	11/30 (月)

事務局到着までは3営業日ほどかかることがあります。余裕をもって送付してください。

### (電子商品券の場合)

事業者様側での手続きは不要です。お客様の利用のたびに自動で換金処理されます。

### 【換金スケジュール】

内容	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
締切日	8/10 (月)	8/28 (金)	9/11 (金)	9/25 (金)	10/9 (金)	10/23 (金)	10/31 (土)	11/13 (金)
振込データ 作成	8/13 (木)	9/1 (火)	9/15 (火)	9/29 (火)	10/14 (水)	10/27 (火)	11/9 (月)	11/20 (金)
着金予定 日	8/18 (火)	9/4 (金)	9/18 (金)	10/2 (金)	10/19 (月)	10/30 (金)	11/12 (木)	11/27 (金)

## 10. 事業説明会について

### 第1回取扱店舗様向け事業説明会(事業概要編)

【開催日時】令和8年5月15日(金)19:00~20:00 ※事前予約不要

【場所】ワークピア磐田 多目的ホール 〒438-0086 磐田市見付 2989-3

【開催内容】本事業の詳細について

本事業内容について詳しく知りたい方はご参加ください。

説明会の内容については、専用ホームページにて動画で配信予定です。

## 第2回取扱店舗様向け事業説明会（実務内容編）

【開催日時】令和8年7月15日（水）19：00～20：00※事前予約不要

【場所】ワークピア磐田 多目的ホール 〒438-0086 磐田市見付 2989-3

【開催内容】商品券の取り扱い、換金方法、電子商品券についての説明など  
本事業内容について詳しく知りたい方はご参加ください。

両説明会は、説明会終了後に専用ホームページにてアーカイブ配信を実施します。

## 11. 事業PRについて

- ・広報いわた5月号に事業概要と取扱店募集記事を掲載
- ・5月15日（金）から事業PRチラシ（商品券事前申込ハガキ付）を全戸配布
- ・磐田商工会議所・磐田市商工会・磐田市のホームページ、SNSに商品券事業内容の掲載
- ・商品券販売時に取扱店の一覧チラシ配布
- ・プレミアム商品券専用ホームページに取扱店舗一覧（事業所名・所在地・電話番号等）を掲載
- ・「ポスター」及び「取扱店ステッカー」を作成し、取扱店に7月中旬以降に順次登録店舗へ配布

## 12. その他留意事項

- ・募集要項に記載されていない事項などについては、発行実施者（磐田市）と協議してお答えします。
- ・商品券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決していただくものとします。
- ・取扱店登録後は、やむを得ない事情により、取扱いできない場合を除いて、取扱店の辞退は認められません。

## 13. お問い合わせ先

磐田市プレミアム付商品券事務局

TEL：053-456-0044 営業時間：平日 9:00～17:00（土日祝日除く）

## 14. 自治体お問い合わせ先

磐田市 経済産業部 産業政策課

TEL：0538-37-4904 開庁時間：平日 8:30～17:15